

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税 減額措置の申告について

令和7年3月31日までの間に、「サービス付き高齢者向け住宅」を新築した場合、固定資産税の減額が適用される措置があります。

◆減額期間

新築から5年間

◆減額範囲

当該家屋に係る固定資産税額の3分の2に相当する額が減額されます。

◆対象要件

1. 期間要件 令和7年3月31日までに新築された家屋
2. 床面積要件 30㎡以上180㎡未満／戸（共用部分含む）
3. 戸数要件 10戸以上
4. その他
 - ・主要構造部が耐火構造の建築物又は準耐火構造の建築物もしくは総務省令で定める建築物であること
 - ・サービス付き高齢者向け住宅と登録されていること
 - ・国、または地方公共団体から建設費補助を受けていること

◆手続き

「サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額申請書」に必要事項を記入のうえ、次の添付書類を添えて完了翌年の1月31日までに、税務債権課まで申告してください。

【添付書類】

1. サービス付き高齢者向け住宅の登録通知の写し
2. 補助金交付決定通知書の写し
3. 建築物の構造部が要件を満たしていることを証する書類の写し

※申告書提出後、税務債権課職員が現地確認を行うこともあります。

不明な点がありましたら、税務債権課資産税係までお問い合わせください。

能美市市民生活部税務債権課

TEL 0761-58-2206